

(電子メール施行)
高第高第 1355 号
令和 4 年 6 月 27 日

各高齢者施設等の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、今般、令和 4 年 6 月 7 日付け国事務連絡において、更なる取組の促進が求められていることを踏まえ、退院患者の介護施設における適切な受入れに関する留意点、支援策等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 退院患者の介護施設での受入れに係る留意点等について

- 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準については、現時点で得られている科学的知見に基づき、令和 3 年 2 月 25 日付け国通知に基づいて対応することとなっている。
- 検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合を含め、退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受入れを行うこと。
施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には該当しないこと。なお、当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。

※ 下記 4 の「R3. 2. 25 付け国事務連絡」、「R3. 3. 5 付け国事務連絡」参照

2 人員基準等及び要介護認定の取扱い並びに介護報酬上の特例的な評価について

- 要介護認定の新規申請の取扱いについて、要介護認定申請中であっても、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であり、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能であること。
- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院においては、医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500 単位）を、入所日から起算して 30 日を限度として算定することが可能であること。

※ 下記 4 の「R3. 3. 5 付け国事務連絡」参照

3 退院受入れ等支援

退院基準を満たした者の受入れをした施設等に対して、受入れ1人当たり100千円を補助(R4.4.1以降で、緊急事態措置等の区域に指定された場合には300千円に引上げ)するので、当該支援を積極的に活用すること。

※ 下記4の「兵庫県ホームページ」参照

4 参考（文中で言及がある国事務連絡等）

- R4.6.7 付け国事務連絡「退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000948038.pdf>

- R3.2.25 付け国通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>

- R3.3.5 付け国事務連絡「退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749806.pdf>

- 兵庫県ホームページ（「4新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策のご活用・取組へのご協力をお願いします」の(6)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当) 電話(代表):078-341-7711 内線2950 e-mail:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--